



児童手当からの 申出徴収・特別徴収のご案内



1. 制度の概要

申出徴収及び特別徴収は、**児童手当受給者が保育料や学校給食費等の費用を滞納している場合**に実施します。受給者の皆様におかれましては、各費用について滞納することがないよう、期限内の納付をお願いいたします。

2. 申出徴収について

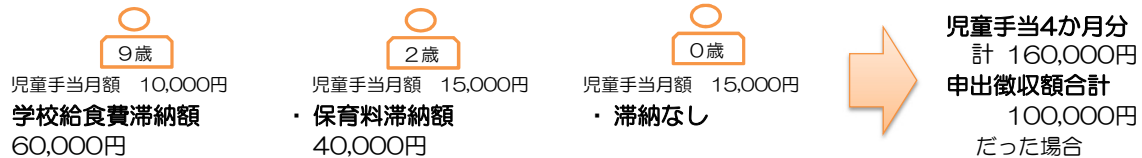
申出徴収は「徴収の対象となる費用」について、**児童手当受給者からの申出により**、児童手当からの徴収を実施する制度です。各費用を重複して滞納している場合は、原則として以下の優先順位に従い徴収を実施します。

■ 徴収の対象となる費用

徴収の対象となる費用は次のとおりです。

優先順位	徴収対象費用	申出徴収	特別徴収
第1位	保育所延長保育料	○	×
第2位	保育所副食費	○	×
第3位	放課後児童クラブ使用料	○	×
第4位	学校給食費	○	×
第5位	保育所保育料	○	○

※例 お子さん3人の場合（9歳、2歳、0歳）



申出徴収の実施

学校給食費分 60,000円
保育料分 40,000円
児童手当支給額 60,000円

となり、滞納していた各費用を納めたこととなります。

3. 特別徴収について

特別徴収は、保育所保育料（現年分）に限り、申出の有無を問わず、市の判断により児童手当からの徴収を実施する制度です。ただし、申出書を提出いただいている場合は、申出徴収として実施します。

※例 お子さん2人の場合（4歳、0歳）



滞納がある児童の児童手当からのみ滞納している費用に充てます

第1子分の児童手当（40,000円）より特別徴収の実施

保育料（現年）分 40,000円
児童手当支給額 60,000円

となり、滞納していた各費用を納めたこととなります。
（滞納残20,000円については、次回支払期以降に実施いたします。）

「児童手当からの申出徴収及び特別徴収」 に関するQ&A

Q1. 「申出書は必ず提出しなくてはならないの？」

A 児童手当からの申出徴収は、「各費用に滞納がある場合」に実施します。滞納している費用がない限り、徴収の対象とはなりませんので、提出にご協力下さい。
ただし、申出徴収の対象費用が発生しない方については、提出不要です。

Q2. 「申出書を提出しなくても特別徴収は実施されるの？」

A 特別徴収は保育料（現年度分）に滞納がある受給者を対象に、受給者本人の意思に依らず、市の判断により、強制的に徴収を実施する制度です。なお、申出書を提出していただいた場合は、申出徴収として実施することになります。

Q3. 「申出の内容を変更したいときはどうすればいいの？」

A 「申出徴収変更・撤回申出書」を提出いただきます。ご希望の際は、子ども政策課窓口にお越しいただくか、子ども政策課子ども政策係へお問い合わせください。

Q3. 「申出書はどこに提出すればいいの？」

A 申出書の提出先は以下のとおりです。

担当費目	提出先	連絡先		
		担当課	代表番号	内線番号
学校給食費	小・中学校	教育総務課学校教育係	022-368-1141	523・524
保育所保育料 保育所延長保育料 保育所副食費	保育所	子ども政策課幼保支援係		676~679
放課後児童クラブ 使用料	児童館・児童センター 放課後児童クラブ	子ども政策課子ども政策係		671・672

お問い合わせ先
多賀城市保健福祉部子ども政策課子ども政策係
022-368-1141（内線674・675）

